

排出事業者のみなさまへ

事業系廃棄物の
適正区分・適正処理と
ごみ減量・リサイクルについて



東埼玉資源環境組合事務連絡協議会

当協議会は、組合管内の清掃行政の円滑な運営及び地域の環境衛生の向上と社会福祉に寄与することを目的としており、越谷市、草加市、八潮市、三郷市、吉川市、松伏町及び東埼玉資源環境組合からなる組織です。

排出事業者の責務

排出事業者：工場、事務所、店舗、飲食店など

事業ごみは、発生から処分まで最終的な責任は排出事業者にあります



廃棄物処理法第3条

「事業者は、事業活動に伴って生じた廃棄物を、自らの責任において適正に処理しなければならない」

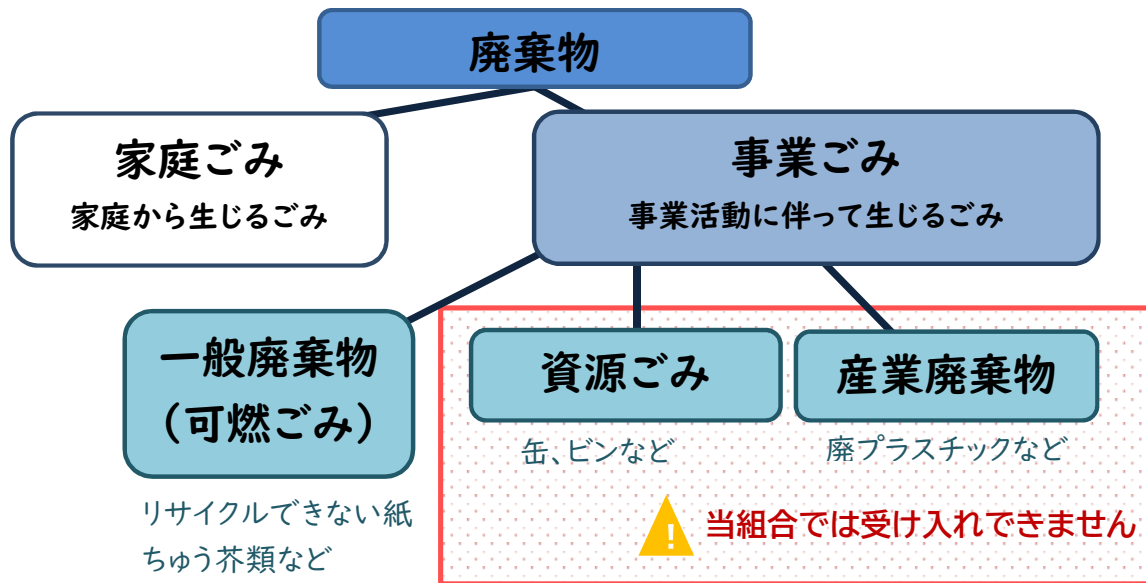
自ら処理するか処理委託を
不法投棄・野外焼却などは
禁止されています。

廃棄物の再生利用と減量
廃棄物の再生利用を積極的に推進し、
その減量に努めなければなりません。

製造、販売等に工夫を
廃棄物処理やリサイクルがしやすい
製品・容器等の開発を行い、
廃棄物になったときの処理方法について
情報提供をしなければなりません。

廃棄物の減量や適正処理
の確保等について
国や自治体の施策に協力を

廃棄物の種類



事業系廃棄物の適正区分・適正処理とは？

適正区分 … 事業活動に伴って生じた廃棄物を事業系一般廃棄物と産業廃棄物に適正に区分し、適正に保管することです。

適正処理 … 適正に区分された廃棄物(事業系一般廃棄物と産業廃棄物)を自ら処理するか、または他人の廃棄物を処理できる許可を持った業者に委託し適正に処理することです。



主な産業廃棄物の区分・具体例等について

越谷市、草加市、八潮市、三郷市、吉川市、松伏町の5市1町において、
事業系一般廃棄物に混入されやすい主な産業廃棄物は以下のとおりです。
※排出事業者の業種により、産業廃棄物となる品目もありますのでご注意ください。



事業ごみにおいてプラスチック類は少量であっても原則産業廃棄物です

区分	種類	対象例
あらゆる事業活動に伴うもの (全事所)	廃プラスチック類 (ビニール袋、発泡トレイ、発泡スチロール、ラップ類、緩衝材、トレイ、PPバンド、電線被覆材、塩ビ管、化学繊維の布、合成ゴムくず、タイヤ、合成皮革など)	ビニール袋 発泡スチロール ラップ類 発泡トレイ 廃タイヤ 緩衝材
	金属くず (鉄、ブリキ、トタン、銅線、アルミサッシ、番線、ボルト、金属缶など)	金属缶 トタン 鉄線(鉄類)
	ゴムくず (天然ゴムくず)	ゴムホース ゴム手袋
	ガラスくず、コンク (ガラス、陶磁器、ガラス繊維、モルタル、タイル、瓦、石膏ボード)	陶器類 ガラス類 コンクリート
主に特定の事業活動に伴うもの (製造業、建設業等)	紙くず (壁紙、段ボール、包装材等パルプ、紙加工品、板紙、書籍)	段ボール 包装材 雑紙(書籍)
	木くず (型枠、建屋工事等の残材等、チップ、おがくず、木製パレット)	木材 残材(廃材) 木製パレット(※)
	繊維くず (廃ウェス、縄、ロープ類、畳、木綿くず、糸くず、羊毛くず等の天然繊維)	畳 羊毛くず 布団(木綿くず)
	動植物性残渣(生ごみ) (魚・獣の骨、内蔵のあら、野菜・麺・ハム・パン等のくず)	生ごみ ハムくず 野菜くず

(※) 木製パレットは全事業所対象産業廃棄物

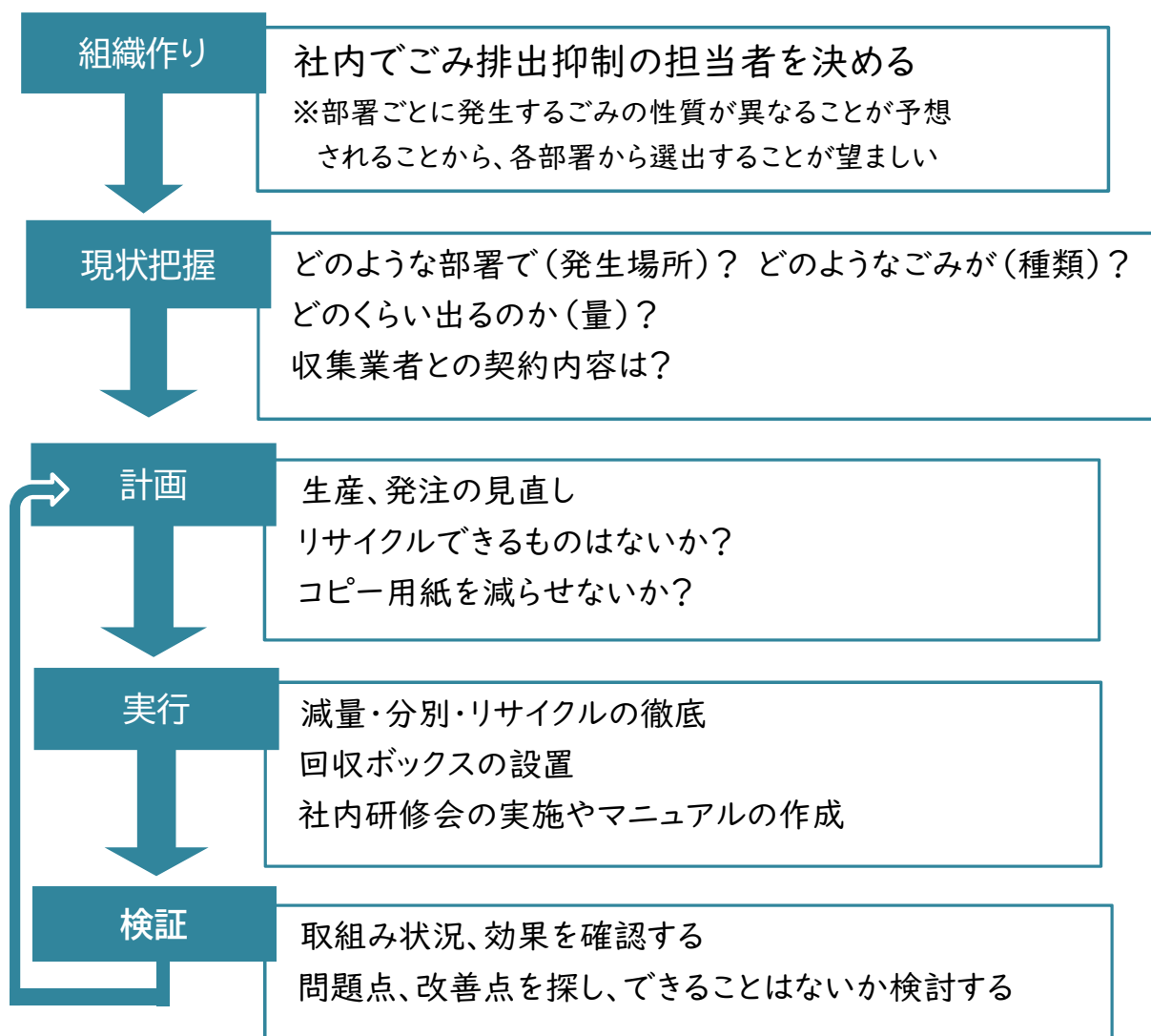
イラスト：経済産業省ウェブサイト等から引用

●産業廃棄物の処分でお困りの方は、ご相談ください。
一般社団法人埼玉県環境産業振興協会：☎048-711-1014
<http://saitama-sanpai.or.jp>

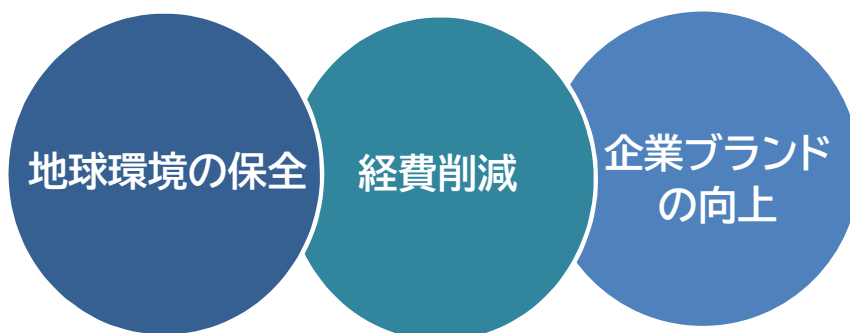
●産業廃棄物の適正区分などに関する相談は、次の窓口となります。
越谷環境管理事務所 廃棄物・残土対策担当：☎048-966-2311
(越谷市管内)越谷市廃棄物指導課：☎048-963-9188

ごみ減量、リサイクルの手順

事業所におけるごみの減量・リサイクルを効果的に行うには、ごみの量や処理方法などの現状を把握し、業務内容の見直しや、社内環境の改善、社員の意識改革等を盛り込んだ計画を作成し実践することが重要です。



ごみ減量、リサイクルのメリットは?



産業廃棄物処理の手順

産業廃棄物の処理を委託する場合は、
廃棄物の種類に応じて、許可を受けた処理業者と契約を締結し、
最終処分が完了するまでチェックすることが大切です。

ごみの種類と量の把握

産業廃棄物の種類と量を確認する

産業廃棄物処理業者の選択

許可を受けた処理業者から選び

次の3点を伝える

- 産業廃棄物の種類・量
- 事業所の所在地
- 事業内容

産業廃棄物処理業者との相談

産業廃棄物の処理について、収集頻度、
方法、料金などを決める

処理委託契約締結

必ず書面による契約を締結し、
処分業許可証の写しを添付してもらう

廃棄物の引き渡し

マニフェストを交付することによって
産業廃棄物の流れを把握し、
廃棄物が適正に処分されたことを確認する

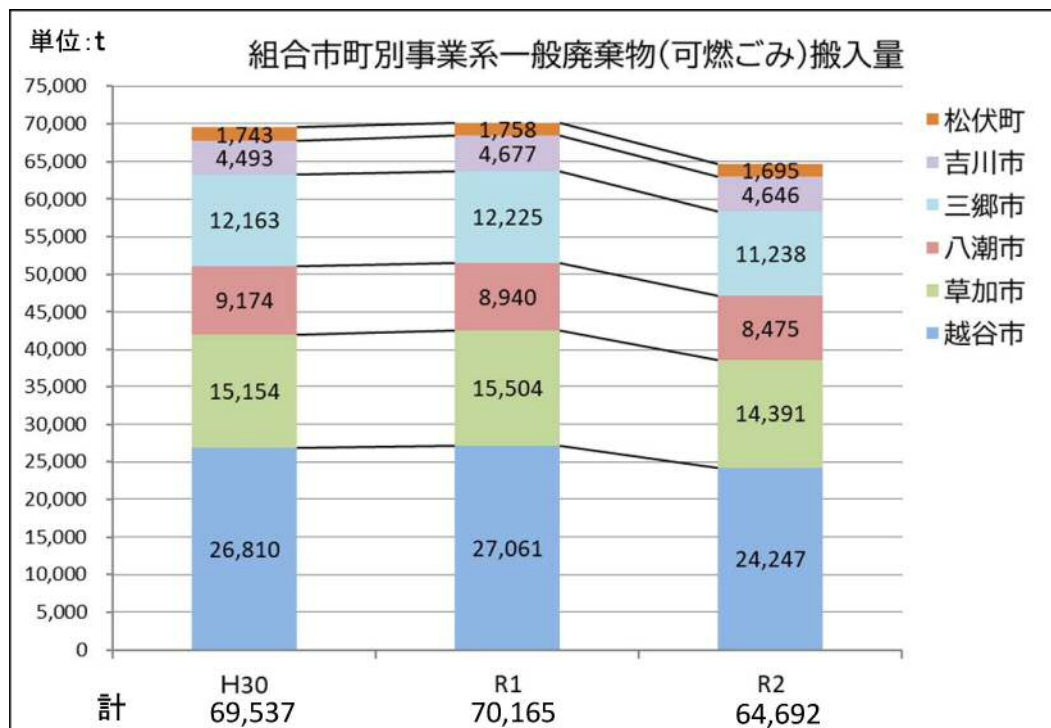


排出事業者が、廃棄物処理業の許可のない者に廃棄物の
処理を委託した場合、5年以下の懲役・1000万円以下
の罰金に処せられることがあります



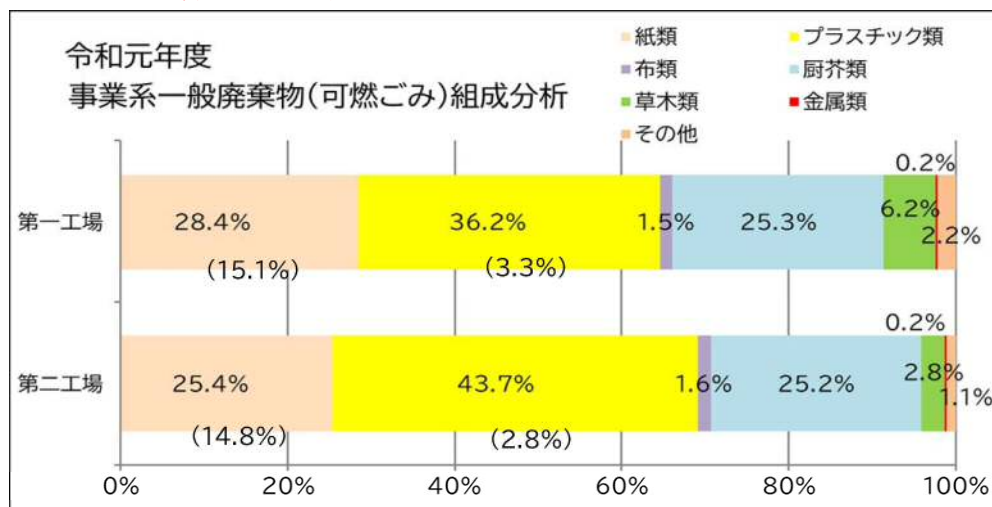
東埼玉資源環境組合の現状について

東埼玉資源環境組合第一工場及び第二工場ごみ処理施設は、組合管内から排出・搬入される可燃ごみの焼却処理を行っています。平成30年度から令和元年度は微増でしたが、令和2年度は新型コロナウイルスの影響で減少しました。



事業ごみのプラスチック類(ペットボトル、ビニール類、発砲スチロールなど)は産業廃棄物のため、当組合では受け入れできません。

しかし、令和元年度の事業系一般廃棄物のごみ組成をみると、第一、第二工場ともプラスチック類の割合が多くなっています。



※()内の数字はリサイクル可能な廃棄物の割合を示します

※新型コロナウイルス感染防止のため、令和2年度は組成分析を行っていません

東埼玉資源環境組合の廃棄物処理について

搬入される事業系一般廃棄物について、不適正な廃棄物搬入の抑制を図るため、「ごみ内容物検査」を行っています。

ごみ投入検査機



東埼玉資源環境組合では
産業廃棄物の受け入れはできません。
搬入が確認された場合、
持ち帰りをさせていただきます。



▼「内容物検査」で発見された不適正な廃棄物

空き缶、空きびん、電池、番線、鋼管など



廃プラスチック類（梱包材、プラスチック製品、ゴム製品など）



水銀を含む廃棄物の適正処理について

水銀を含む廃棄物（例：体温計、血圧計、蛍光灯、ボタン型電池）を焼却炉に投入してしまうと、排気ガス中に水銀が混入してしまうこととなり、最悪の場合、焼却炉を停止せざるを得ない事態となります。水銀を含むごみを廃棄する場合は、法律に基づき、資格を有する廃棄物処理業者に委託して、適正に処理してください。



東埼玉資源環境組合 第一工場ごみ処理施設



東埼玉資源環境組合 第二工場ごみ処理施設

令和3年10月 発行：東埼玉資源環境組合事務連絡協議会

●事業系一般廃棄物の収集運搬許可、適正区分等については・・・

越谷市廃棄物指導課	☎048-963-9188
草加市廃棄物資源課	☎048-931-3972
八潮市環境リサイクル課	☎048-996-3047
三郷市クリーンライフ課	☎048-930-7718
吉川市環境課	☎048-982-9696
松伏町環境経済課	☎048-991-1839

●事業系一般廃棄物の焼却処理等については・・・

東埼玉資源環境組合	
第一工場業務課	☎048-966-0123
第二工場業務課	☎048-936-1251

●産業廃棄物の収集運搬許可、適正区分等については・・・

埼玉県越谷環境管理事務所 廃棄物・残土対策担当
☎048-966-2311

越谷市廃棄物指導課 ☎048-963-9188

